

# こんなときは変更届の提出が必要です



変更の反映は  
翌月から



利用申込後に認定された「保育の必要な事由」又は「保育の必要量」に変更が生じた場合は、「教育・保育給付認定変更申請(変更届)書」と、**変更の内容を確認するための書類(下表参照)**を提出してください。

※施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園、認可外保育施設等の利用に関する無償化)認定を受けている場合は、施設等利用給付認定変更申請(変更届)書

## 就労状況の変更

求職活動中の方が就労を開始するとき	就労証明書 ※保育の必要な事由が「求職活動」から「就労」に変更になります。また、就労時間により、保育必要量を「短時間」から「標準時間」に変更する必要があります。
育児休業が終了して復職するとき	就労証明書 ※復職予定日の記載があるもの
就労中の方が退職するとき	保育の利用を必要とする申告書(就労以外の方用) ①求職活動をする場合 ※保育の必要な事由が「就労」から「求職活動」に変更になります。また、保育必要量は「短時間」になります。 ②その他 ※事由により必要な書類が異なりますので、個別にお問い合わせください。
就労中の方が転職するとき、就労時間・就労場所が変更になるとき	①就労証明書 ※就労時間・就労場所の変更により保育必要量(短時間/標準時間)に変更が生じる場合があります。 ②開業届(自営業の場合のみ)の写し

## 下のこどもの妊娠および出産による変更

妊娠がわかったとき	①保育の利用を必要とする申告書 ②母子手帳の写し (表紙及び分娩予定日のページ)
出産後、育児休業を取得する場合	就労証明書 ※育児休業の取得期間のわかるもの。現在の認定期間内にご提出ください。 保育の必要な事由が「育児休業」、保育必要量は「標準時間」になります。
育児休業を延長した場合	就労証明書
出産後、育児休業を取得せずに復職等する場合	就労証明書 ※現在の認定期間終了日の翌日までに復職する必要があります。
出産に伴い退職する場合	特にありません。 ※引き続き利用を継続する場合は、「妊娠がわかったとき」の手続が必要となります。

## その他の変更

住所、氏名、代表保護者の変更	特にありません。 ※町外に転出する場合は、保育解除申出書の提出が必要となります。
病気になったとき	①保育の利用を必要とする申告書 ②診断書 ※町で定める様式
診断書により治癒が見込まれる場合や病状が回復した場合	保育の必要性を確認する書類(就労証明書等) ※病状回復後に別の保育の必要性がある場合
就学期間が終了する場合	保育の必要性を確認する書類(就労証明書等) ※修学期間終了後に別の保育の必要性がある場合
婚姻する場合(事実婚を含む)	婚姻相手の就労証明書
家族構成が変更となる場合(祖父母と同居、単身赴任等)	変更内容により提出書類が異なりますので、個別にお問い合わせください。